

平谷村 生ごみ処理機器の補助金交付制度

平成29年9月から稲葉クリーンセンターが稼働し、生ごみも可燃ごみに統合されることから、ごみ減量化対策の一環として村内から排出される生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機器を購入する者に対し、購入金額の半額で三万円を限度（事業者は協議の上決定）に補助金を交付する制度を平成29年4月1日より実施します。

生ごみ処理機の補助を希望される方は役場住民課に申請用紙がありますので、必要事項を記入のうえ、添付書類とともにご提出下さい。

補助を受けるにあたっての注意事項は下記のとおりです。

- (1) 村内に住所を有する者で、かつ、居住していると認められる者又は、村内の事業者等。
- (2) 自ら使用する処理機を購入した者。又、機器を常に良好な状態で維持管理できること。
- (3) 堆肥化又は減量化した生ゴミを適切に処理できること。
- (4) 村税等村の納付金を滞納していない者。
- (5) 世帯において1回補助を受けた場合は5年を経過しないと次の補助は受けられない。また事業者等は1回限り。
- (6) 生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機は微生物又は乾燥による堆肥化の方法で減量化する構造のものが対象（破砕処理方法は除く）。
- (7) 生ごみ処理機は購入価格が四万円以上のもの。

※補助金の額

購入金額の2分の1以下で、3万円を限度額とする。

1000円未満は切捨て

事業者等は村長との協議の上、上限を定める。

※提出書類

- ①別記様式1. 2 ②領収書 ③生ごみ処理機は保証書の写し及び設置状況を示す写真が必要。